

第24期第27回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年8月5日（金曜日）13：30～14：00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第 3 番	藤 田 幸 正	第 1 2 番	小 野 春 雄
第 4 番	村 上 壽 一	第 1 3 番	曾我部 英 敏
第 5 番	塩 見 敏 夫	第 1 4 番	伊 藤 繁 次 郎
第 7 番	横 井 直 次	第 1 5 番	土 岐 若 水
第 8 番	藤 田 健 太 郎	第 1 6 番	伊 藤 慎 吾
第 9 番	宇 野 賀 津 美	第 1 7 番	渡 邊 勝 俊
第 1 0 番	古 川 一 豊	第 1 8 番	松 木 ワ カ 子
第 1 1 番	高 橋 征 三	第 1 9 番	山 口 三 七 夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第 2 番	安 藤 育 雄	第 9 番	田 坂 健 次
第 3 番	加 藤 宏 司	第 1 0 番	眞 鍋 哲 哉
第 4 番	岩 崎 紀 生	第 1 1 番	竹 林 義 孝
第 5 番	小 野 義 尚	第 1 2 番	池 田 辰 夫
第 6 番	井 下 八 郎	第 1 3 番	高 橋 秀 実
第 7 番	高 橋 眞 次	第 1 4 番	神 野 鉄 治
第 8 番	藤 田 隆		

(3) 欠席委員 4人

農業委員	第 1 番	片 上 和 彦
農業委員	第 2 番	岡 田 充
農業委員	第 6 番	寺 尾 俊 行
推進委員	第 1 番	岡 田 悅 明

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 近藤 弘二
主任 井上 貴清

事務局次長 藤田 美保
会計年度任用職員 齊藤 麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しております、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

非常に暑い毎日が続いておりますが、昨日から日本海側で非常に強い雨を降らせる線状降水帯が発生いたしまして、甚大な被害をもたらしているようでございます。被害に遭われた地域の方々には一日でも早い復興をお祈りいたしたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大も顕著でございまして本市でも松山市の次に多い患者数を連日確認している状況でございますので、農地部会につきましては、許可事項案件もありますことから開催の必要がありますが、農政部会につきましては、コロナ感染状況も鑑みまして8月につきましては中止とさせていただき早期の会議の終了に努めたいと考えておりますので、ご協力を願いたします。

それでは、ただいまから第27回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号

から議案第3号までといたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において横井 直次委員と藤田 健太郎委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号及び第3号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は2件です。

2ページをお開きください。

21番、角野新田町一丁目、田1筆、面積2, 922平方メートル、譲受人は市内在住の（1-1）さんです。

譲受人は、現在2町3反ほどの農地を耕作しており、今回、既に借り受けていた申請地について、譲渡人から贈与を受けるため、農地法第3条による申請が提出されたものです。申請地は、以前より譲受人が里芋の耕作を行っている農地で、引き続いて耕作を行うものであることから、周辺への影響についてはないものと思われます。

22番、角野新田町二丁目、畠4筆、面積817. 29平方メートル、譲受人は市内在住の（1-2）さんです。

譲受人は、現在6反8畝ほどの農地を家族で耕作しております、今回、経営規模拡大のため、所有農地に近い申請地を買い受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、譲受人が既に耕作している農地に近く、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われます。なお、許可後はイチジクの栽培を予定

しているとのことです。

以上 21 番及び 22 番の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、21 番は小野 春雄委員から、22 番は曾我部 英敏委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、小野委員お願いします。

小野(春)委員

それでは 21 番の現地調査報告をいたします。申請地は以前から小作地であり譲受人が里芋を栽培しておりました。今回、小作地の自作化ということで申請されておりこの自作化により譲受人の農地が連坦し、農作業に適した地形となるものと思われます。

譲受人は今後、稲作と里芋栽培を交互に行う予定としており、計画性もあり広範囲に農業を行っている意欲的な方で地域での調和も問題なく許可相当であるものと思われますので、ご審議お願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

次に、曾我部委員お願いします。

曾我部委員

それでは 22 番の現地調査報告をいたします。7月 24 日に譲受人と共に現地へ赴きました。申請地は境界も明確にされており、形は多少不正形ではありますが、申請地が以前購入した農地と隣り合わせになりますので、作業効率も向上するものと思われます。

申請人は現在、自営業をされておりますが農業に大変意欲を持たれている方です。作付けはイチジクを予定されておりますが、草の管理が大変である旨の話をしたところ、乗用のフレールモアを新規に購入しており草刈りも問題ないと積極的な姿勢もあり意欲もありますことから問題ないものと思われます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、21番及び22番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

小野(春)委員

審議には直接関係ありませんが事務局への今後のお願いです。総会の開催の案内と調査報告依頼が同じ封筒で届きますので、調査報告の返送を忘れないためにも何か工夫をお願いしたいと思います。

井上主任

封筒に『調査書在中』と書くなど今後は区別してまいります。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は24件です。

4ページをお開きください。

114番、外山町、田2筆、譲受人は（2-1）さん。内容は自己住宅62.52平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

115番、外山町、田2筆、譲受人は（2-2）さん。内容は自己住宅97.55平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

116番、郷一丁目、田1筆、譲受人は（2-3）さん。内容は賃貸長屋住宅204.83平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転

です。

5ページをお開きください。

117番、本郷一丁目、田1筆、譲受人は（2-4）さん。内容は賃貸共同住宅163.53平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

118番、中村二丁目、畠1筆、譲受人は（2-5）さん外1名。内容は自己住宅65.41平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

119番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は（2-6）さん。

内容は自己住宅81.15平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

6ページをお開きください。

120番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は（2-7）さん。

内容は自己住宅77.25平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

121番、河内町、田1筆、譲受人は（2-8）さん外1名。

内容は賃貸共同住宅200.16平方メートル、一体利用地として、公衆用道路208.00平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

122番、岸の上町一丁目、畠1筆、譲受人は（2-9）さん。

内容は露天駐車場、一体利用地として、宅地370.00平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

7ページをお開きください。

123番、八幡一丁目、畠1筆、譲受人は（2-10）さん。

内容は自己住宅52.17平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転

です。

124番、萩生字旦ノ上、畠6筆、譲受人は（2-11）さん。

内容は露天資材置場、一体利用地として、山林2,404.00平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

125番、下泉町一丁目、畠1筆、譲受人は（2-12）さん。

内容は自己住宅106.82平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

126番、大生院字栗林、畠1筆、譲受人は（2-13）さん。

内容は自己住宅88.60平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

127番、寿町、畠1筆、譲受人は（2-14）さん外1名。

内容は自己住宅104.34平方メートル、一体利用地として、宅地156.40平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

128番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は（2-15）さん。

内容は自己住宅84.46平方メートル、一体利用地として、131番で同時申請の田172.00平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

129番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は（2-16）さん外1名。内容は自己住宅89.43平方メートル、一体利用地として、131番で同時申請の田172.00平方があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

130番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は（2-17）さん。

内容は自己住宅64.16平方メートル、一体利用地とし

て、131番で同時申請の田172.00平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

131番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は（2-18）さん外3名。内容は進入路、一体利用地として、128番から130番で同時申請の田826.00平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

132番、八雲町、田1筆、譲受人は（2-19）さん。内容は宅地分譲4区画、一体利用地として、用途廃止の水路9.56平方メートルがあり、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

133番、角野字新田、田4筆、畠2筆、譲受人は（2-20）さん。内容は露天資材置場・露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

134番、寿町、畠2筆、譲受人は（2-21）さん。内容は自己住宅102.68平方メートル、一体利用地として、宅地71.07平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

135番、寿町、畠1筆、譲受人は（2-22）さん。内容は自己住宅59.62平方メートル、一体利用地として、宅地178.93平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

136番、河内町、田1筆、譲受人は（2-23）さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

137番、政枝町二丁目、田2筆、譲受人は(2-24)さん。内容は建売住宅5戸、291.46平方メートル、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、114番から137番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準について認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。

曾我部委員

以上、114番から137番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

井上主任

128番から131番までについて個人がそれぞれに一段の土地を分筆して売り渡すことは可能なのですか。

個人売買ではなく、不動産業者が仲介しておりますので問題ないものと考えております。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

12ページをお開きください。

議案第3号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。

13ページを御覧ください。

3番、高田一丁目、宅地3筆、事業計画者は（3-1）さん。変更内容は事業内容の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

当該事案につきましては、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、第27回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

◇

新居浜市農業委員会會議規則第19条第2項の規定によりここに
署名する。

新居浜市農業委員会総会

会長

委員

委員